

付属機関等の設置状況

項 目	内 容
① 付属機関等の名称	川西市空家等対策協議会
② 事務局（担当課）	都市政策部 住宅政策課 内線：2916
③ 設置の根拠	地方自治法第138条の4第3項 川西市付属機関に関する条例 川西市空家等対策協議会規則
④ 設置年月日	平成29年5月29日設置
⑤ 所掌事務	川西市空家等対策計画の策定及び特定空家等に関する事項
⑥ 委員数	10 名（うち、女性委員数 5 名）
⑦ 委員の任期	2 年 現行委員の任期 令和7年5月29日 ～ 令和9年5月28日
⑧ 委員の構成（選出基準）	市長、学識経験者、空き家対策に関するNPO、弁護士、地域の福祉に携わる者、民生委員、宅地建物取引士、建築士、警察職員
⑨ 諮問答申事項等	川西市空家等対策協議会規則第2条の規定に基づき、特定空家等及び管理不全空家等に関する事項について調査審議する。
⑩ 部会等の名称及び役割	「川西市空家等対策協議会」、特定空家等及び管理不全空家等に関する事項の検討
⑪ 委員名簿	別紙のとおり